

広島県告示第七百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和四年十月十三日までの間、縦覧に供する。

令和四年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道吉田豊栄線	安芸高田市向原町坂字重信一九八三番四地先から 安芸高田市向原町坂字川之内二四九六番一地先まで	令和四年九月二十九日